

<b>① 件 名</b>
石巻市漁業集落排水処理施設の位置及び処理区域の変更、及び施設の追加について
<b>②施策等を必要とする背景及び目的（理由）</b>
<b>【背景】</b> 石巻市月浦字松木沢85番地先にあった石巻市月浦浄化センターが、今回の震災により多大な被害を受け使用ができなくなった。 月浦地区と侍浜地区にそれぞれ新たな排水処理施設の建設をおこない、平成28年1月に完成予定。 <b>【目的】</b> 条例で定める石巻市漁業集落排水処理施設の名称及び位置及び処理区域を変更、及び施設の追加をするもの。
<b>③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</b>
<b>【根拠法令】</b> 石巻市漁業集落排水処理施設条例 <b>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</b>
<b>④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</b>
平成27年2月6日 工事着工（管渠及び処理施設） 平成28年1月25日 工事完了予定
<b>⑤主な内容</b>
石巻市漁業集落排水処理施設の位置及び処理区域を以下のとおり変更、及び施設の追加するもの。  ○ 変更する施設 ・石巻市月浦浄化センター  位置変更前：石巻市月浦字松木沢85番地先 位置変更後：石巻市月浦字月浦31番地  処理区域変更前：月浦字松木沢、字月浦、字高頭山、侍浜字侍浜、字西山、字西畑、字東 処理区域変更後：月浦字松木沢、字月浦、字高頭山、侍浜字西山  ◎ 追加する施設 追加処理場名称：石巻市侍浜浄化センター 追加新設位置：石巻市侍浜字侍浜27番地2 処理区域：侍浜字侍浜、字西畑、字東

● 処理能力・処理方式

- ・石巻市月浦浄化センター 95人槽浄化槽（流量調整型担体流動浮上濾過方式）
- ・石巻市侍浜浄化センター 52人槽浄化槽（流量調整型担体流動浮上濾過方式）
- ※旧石巻市月浦浄化センター 240人槽浄化槽（流量調整型担体流動浮上濾過方式）

⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

実施財源：復興交付金《漁業集落防災機能強化事業（漁業集落排水施設整備）》

⑦他の自治体の政策との比較検討

⑧今後の予定及び施行予定年月日

石巻市漁業集落排水処理施設の一部改正  
公布の日から施行予定（平成28年市議会第1回定例会提案）

⑨その他

なし

